

代表者・役員の変更

様式第6号（第1面）

（日本産業規格A列4）

~~有 料 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

① 令和〇 年 〇 月 〇 日

厚生労働大臣 殿

【有料職業紹介事業】
代表者・役員の変更の場合、「3」以外は
抹消してください。

②申請・届出者 (ふりがな)
氏 名

かぶしがいしゃ 〇〇
株式会社 〇〇
だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇
代表取締役◇◇ ◇◇

代表者の変更の場合、**新代表者名**を記載
してください。

- ~~1 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~3 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。~~
- ~~6 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。~~
- ~~7 職業安定法第33条第4項において準用する第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の種類等を定めただけで届け出ます。~~
- ~~8 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③ 許 可 番 号	23-ユ-●●●●●●●●
<small>(ふりがな)</small>	かぶしがいしゃ 〇〇
④ 氏 名 又 は 名 称	株式会社 〇〇
<small>(ふりがな)</small>	〒460-0003 電話 052 (219) 〇〇〇〇 あいちけんなごやしなかくにしき
⑤ 所 在 地	愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇
⑥ 事業所	<small>(ふりがな)</small> 名 称
	<small>(ふりがな)</small> 所 在 地

代表者及び役員の変更の場合、⑥事業所欄は記載不要です。
ただし、代表者及び役員が職業紹介責任者を兼任する場合は、その
事業所名称、所在地を記載してください。

⑦ 変更事項	①代表者、役員の変更 ②役員の変更 ③役員の名・住所変更	
⑧ 変更前	①○○ ○○ ②×× ×× ③□□ □□ 愛知県岡崎市羽根町○丁目○番地○	
⑨ 変更後	①氏名：◇◇ ◇◇ (ふりがな) 住所：愛知県豊橋市大岡町○番地○ 居所：愛知県名古屋市中区白壁○番地○ ○○マンション501号室 ②氏名：■■ ■■ (ふりがな) 住所：愛知県一宮市八幡○丁目○番地○ ③氏名：△△ □□ (ふりがな) 新住所：愛知県刈谷市若松町○丁目○番地○	
⑩ 取 範囲等	住所変更の場合、⑧変更前、⑨変更後に 新旧の住所を記載してください。 就任日と退任日が異なる場合には、それぞれ記載してください。 就任日：令和○年○月○日 退任日：令和○年○月△日	
⑪ 変更(廃止)年月 日	①令和○年○月○日 ②令和○年○月○日 ③令和○年○月○日	
⑫ 職業紹介責任者	氏名	住所
⑬ 変更(廃止)理由 再交付理由	①代表者、役員就退任のため ②役員就退任のため ③役員氏名変更及び転居のため	
⑭ 備考	職業紹介課職業紹介係 ○○ ○○ 連絡先 052(219)○○○○ 申請担当者の職名・氏名・事業所の電話番号を記載してください。	

就任した役員の名(ふりがな)、住所(事情により住民票記載の住所と居所が一致しない場合は、居所も併せて記載)を記載してください。

住所変更の場合、⑧変更前、⑨変更後に新旧の住所を記載してください。

就任日と退任日が異なる場合には、それぞれ記載してください。
 就任日：令和○年○月○日
 退任日：令和○年○月△日

申請担当者の職名・氏名・事業所の電話番号を記載してください。

届出者(法人にあつては役員を含む。)(届出者が未成年者の場合、その法定代理人をいう。)(については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)(のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。